

会社法第 801 条第 1 項に定める事後備置書類
(吸収合併に係る事後開示事項)

2016 年 5 月 2 日

東京瓦斯株式会社

2016年5月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、千葉ガス株式会社（以下、「千葉ガス」）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。会社法（以下、「法」）801条1項の定めに従い、下記のとおり、千葉ガスの権利義務その他吸収合併に関する事項として会社法施行規則（以下、「施」）200条に定める事項を記載した書面を備え置きます。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（施 200 条 1 号）

2016年5月1日

2. 吸収合併消滅会社における手続きの経過（施 200 条 2 号）

（1）法 784 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過ならびに法 785 条、法 787 条の規定による手続きの経過

吸収合併消滅会社である千葉ガスは当社の完全子会社であるため、法 784 条の 2 および法 785 条の規定に基づく請求については該当がありません。また、同社の新株予約権は存在しないため、法 787 条に該当する事項はありません。

（2）法 789 条の規定による手続の経過

千葉ガスは平成 28 年 3 月 11 日付け官報および同日付けの個別催告を行いました。異議申述期間までに異議を述べた者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における手続の経過（施 200 条 3 号）

（1）法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過

同条に掲げる事由に該当いたしません。

（2）法 797 条の規定による手続の経過

当社は、法 796 条 2 項に基づき株主総会の決議を経ずに本吸収合併を実施したため、法 797 条 1 項ただし書きに該当し、反対株主の買取請求権は生じません。

なお、法 797 条 3 項および 4 項に基づき、平成 28 年 3 月 25 日付けの電子公告により、吸収合併を行う旨、ならびに千葉ガスの商号および住所を公告いたしました。その結果、株主 1 名からの反対通知がありましたが、法 796 条 3 項に規定する数の株式には達しませんでした。

（3）法 799 条の手続の経過

当社は、平成 28 年 3 月 11 日付けの官報および電子公告により同条 1 項 1 号に掲げる債権者に対する本吸収合併についての異議申述公告を行いました。異議申述期日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（施 200 条 4 号）

当社は 2016 年 5 月 1 日をもって千葉ガスより千葉ガスの一般ガス事業に係る権利義務のすべてを承継いたしました。

5. 法 782 条 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（施 200 条 5 号）別紙のとおりです。

6. 法 921 条の変更の登記をした日（施 200 条 6 号）

2016 年 5 月 2 日

7. 上記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（施 200 条 7 号）

該当事項はありません。

2016 年 5 月 2 日

東京都港区海岸一丁目 5 番 20 号

東京瓦斯株式会社

代表取締役社長 広瀬 道明 ㊞

<別紙>

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸収合併に係る事前開示事項)

平成 28 年 3 月 11 日

千葉ガス株式会社

当社は、平成27年10月1日付で締結した吸収合併契約に基づき、平成28年5月1日を効力発生日として、当社の有する権利義務を、東京瓦斯株式会社（以下、「東京ガス」という）に承継させる吸収合併（以下、「本吸収合併」という）を行うことといたしました。

本吸収合併に関する事項は、次のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての相当性に関する事項

吸収合併存続会社である東京ガスは、当社の全株式を所有しているため、合併に際しては株式その他の金銭等の交付を行いません。

3. 会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め

該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

東京ガスは、平成27年6月26日開催の定時株主総会の決議によって、当社の株主に対して、剰余金として12,201百万円を配当いたしました。

また、同年10月30日開催の取締役会決議によって、当社の株主に対して、中間配当として11,950百万円を配当いたしました。

東京ガスは、平成 27 年 4 月 28 日開催の取締役会決議に基づき、平成 27 年 5 月 8 日から 7 月 14 日まで、50,000 千株の自己株式の買付けを行い、買付総額は 33,833 百万円となりました。

東京ガスは、平成 27 年 10 月 1 日付にて、筑波学園ガス株式会社との間で、平成 28 年 5 月 1 日を効力発生日とし、筑波学園ガス株式会社の権利義務を当社に承継させる吸収合併契約を締結いたしました。同じく、平成 27 年 10 月 1 日付にて、美浦ガス株式会社との間で、平成 28 年 5 月 1 日を効力発生日とし、美浦ガス株式会社の一般ガス事業に関する権利義務を当社に承継させる吸収分割契約を締結いたしました。

5. 吸収合併消滅会社に関する事項

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、平成 27 年 9 月 1 日を効力発生日として、LPG 事業を東京ガスエネルギー株式会社に承継させる吸収分割を行いました。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務（吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

当社は、本吸吸収合併を行うにあたり、効力発生日以後における債務の履行の見込みに関し、下記のとおり判断しました。

記

- (1) 当社および吸収合併存続会社である東京ガスの最終事業年度の末日(平成 27 年 3 月 31 日)現在の貸借対照表における資産、負債及び純資産の額は、それぞれ以下のとおりです(百万円未満については、切り捨てて表示)。

① 当社

資産の額： 16,010百万円 ✓
負債の額： 6,166百万円 ✓
純資産の額： 9,843百万円 ✓

② 東京ガス（単体）

資産の額： 1,827,125百万円
負債の額： 1,016,160百万円
純資産の額： 810,965百万円

(2) いずれの会社においても、平成27年3月31日以降本日までの間、債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておりません。また、本吸収合併の効力発生日以降においても、当社が負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

(3) 以上より、本吸収合併の効力発生日以降においても、当社が負担する債務について、履行の見込みがあるものと判断します。

以上

会社法第782条第1項の規定に基づき、本店に備え置くべきものは以上のとおりであります。

平成28年3月11日

千葉県佐倉市栄町21番地1
千葉ガス株式会社
代表取締役 角田 憲司